## 第 編 間接国税編

# 9~15 間接諸税

10 印紙税

## 10 印 紙 税

### (1) 課税状況

X		分		税	額	納	税	人	員	
税即紙	l 押 税 法 第	な 9 条 関 係	つ ・)		千円 13,573				367	延人
印紙税納1	付計器の使 税法第 1	用による: 0条関係	もの (*)		3,224,299			4	, 151	
書(印紙:	式 税 法 第 1	表 1 条 関 係	示 (		7,950,595			17	, 422	
預金通帳の一定時納付によるもの (印 紙 税 法 第 12条 関 係)					3,731,635				85	
合					14,920,100		22	,025		
充	当	税	額		39,519				-	
差	31	税	額		14,880,583				-	
	過	少申	告		2,479				-	
加算	税 無	申	告		591				-	
		重			-				-	
過	怠		税		560,988			1	, 954	件
還	付	金	額		181,769				-	延人
印 紙 納 計	税 √ 設 付 √ 器 設	置者	数		1,060	人				
計	器 設	置台	数		1,439	台				

調 査 対 象:現金納付による印紙税の課税事績

(注) 印紙税は、原則として課税文書に相当額の印紙をはり付けて納付することになっているが、株券、債券等のように一時に多数の課税文書を作成する場合等においては、印紙はり付けによる手数を省くため、例外的に印紙税相当額を現金で納付することが認められている。

調査期間:平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

用語の説明: 1 税印押なつとは、印紙税相当額を事前に納付し、課税文書に税印の押なつを受ける方法

- 2 印紙税納付計器の使用によるものとは、所轄税務署長の承認を受けて印紙税納付計器を設置し、印 紙税相当額を納付して、課税文書に納付印を押す方法
- 3 書式表示とは、所轄税務署長の承認を受けて、課税文書に財務省令で定める書式による表示をし、 翌月末日までに申告納付する方法
- 4 預金通帳の一定時納付によるものとは、預貯金通帳等について、所轄税務署長の承認を受けて、財務省令で定める書式による表示をし、4月1日現在の口座数を基に計算した相当印紙税額を4月末日までに申告納付する方法

### (2) 課税状況の累年比較

X	分	税印押なつ	印紙税納付 計器の使用	書 式 表 示	預金通帳の 一定時納付	合 計	納税人員
		千円	千円	千円	千円	千円	延人
平成 10	) 年度	15,335	4,166,595	8,448,085	6,038,158	18,668,185	23,377
1	1	12,998	3,964,102	8,403,447	6,038,817	18,419,362	23,715
12	2	19,052	3,794,802	8,753,974	5,993,368	18,561,199	23,457
1;	3	12,549	3,516,135	8,605,446	5,754,553	17,888,682	22,753
14	4	13,573	3,224,299	7,950,595	3,731,635	14,920,100	22,025